

振動を発生する施設・建設作業の一覧

●特定施設（法第2条第1項の政令で定める施設。政令別表第1）

No.	施設の名称	規模等	法No.	
1	金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く。	1 イ
		機械プレス	すべてのもの	1 ロ
		せん断機	原動機の定格出力が1kW（キロワット）以上のもの	1 ハ
		鍛造機	すべてのもの	1 ニ
		ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のもの	1 ホ
2	圧縮機（環境大臣が指定するものを除く。）	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	2	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	3	
4	織機	原動機を用いるものに限る。	4	
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの	5	
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの	5	
6	木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	6 イ
		チップパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	6 ロ
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	7	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のもの	8	
9	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	9	
10	鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。	10	

●特定建設作業（法第2条第3項の政令で定める作業。政令別表第2）

No.	作業の種類	法No.
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	1
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	2
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m（メートル）を超えない作業に限る。）	3
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	4